

# 16 その他の制度

## 1 駐車禁止除外指定車標章（駐車禁止場所における適用除外）

<p>標章を掲示すれば駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く。）でも、他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。 申請手続きをされる前に、必ずお問い合わせください。</p>	
1. 対象者	療育手帳（A）を所持する障害者
2. 持参するもの	<p>&lt;本人が申請する場合&gt;</p> <p>① 療育手帳 （注：住所欄に記載の住所が現住所となっていない方は、申請前に住所変更をしてください。）</p> <p>② 印鑑（認印）</p> <p>③ 過去に標章の交付を受けている方は、その標章</p> <p>※本人が窓口に来署して申請するのが原則ですので、本人以外の方が申請する場合は、事前に帯広警察署にお問い合わせください。</p>
3. 手続き・問合せ先	<p>帯広警察署交通課規制係 ～西1条北1丁目 ☎25-0110 （土・日・祝日・年末年始を除く8：45～17：30）</p>

## 2 携帯電話基本使用料等の割引

<p>療育手帳の交付を受けている方は、携帯電話基本使用料等の割引を受けることができます。</p>	
手続・問合せ先	各携帯電話会社（加入先にお問い合わせください。）

## 3 NTTの電話番号案内の無料措置（ふれあい案内）

<p>療育手帳の交付を受けている方は、電話番号案内が登録を行うと無料になります。</p>	
登録・問合せ先	<p>フリーダイヤル（0120-104-174） 全国共通（受付時間：平日9：00～17：00）</p>

## 4 青い鳥郵便葉書の無償配布

<p>心身障害者に関する国民の理解と認識を深めるため、郵便葉書を無償で配布しています。</p>	
1. 対象者	重度の知的障害者（療育手帳の「A」）
2. 受付期間	5月下旬頃
3. 配布枚数	1人につき20枚
4. 申請方法	療育手帳をご持参の上、お近くの郵便局（簡易局を除く）にお申し込みください（代理でも可）

## 5 道立美術館の観覧料の免除

道立美術館の常設展示や展覧会の観覧料が免除されます。 (特別企画展の展覧会を除きます。)	
1. 対象者	療育手帳の交付を受けている方、及びその引率者
2. 手続き方法	入館時に受付カウンターへ療育手帳を提示してください。
3. 問合せ先	北海道立帯広美術館 ～ 緑ヶ丘2番地 ☎22-6963

## 6 道立施設・国立施設等の入場料の免除

道立施設・国立施設等においても療育手帳の提示で入場料等が免除されることがあります。	
手続方法	各施設にお問い合わせください。

## 7 市立文化・体育施設の利用料の免除

利用の際に療育手帳を提示してください。	
1. 本人の利用料	無料
2. 介護者の利用料	障害者1人につき、介護者1人無料
施設名	問合せ先
◇ 帯広市総合体育館 ◇ 帯広の森 ・陸上競技場 ・体育館 ・アイスアリーナ ・第二アイスアリーナ ・スポーツセンター ・市民プール ・弓道場 ・アーチェリー場 ・研修センター ・明治北海道十勝オーバル(屋内スピードスケート場) ◇ 学校開放事業の水泳プール ・光南小学校屋内プール ・豊成小学校屋内プール ・啓西小学校屋内プール	(市)スポーツ振興室 市役所高層棟8階 ☎65-4210
◇ とかちプラザ ・トレーニングルーム ・軽運動室 ・フィットネススタジオ	とかちプラザ ☎22-7890
◇ 百年記念館 ・常設展示室	(市)百年記念館 ☎24-5352
◇ 児童会館 ・展示室・プラネタリウム	(市)児童会館 ☎24-2434
◇ 動物園	(市)動物園 ☎24-2437

※ 上記免除の適用は、個人使用の場合のみに限ります。詳しくは、各施設までお問い合わせください。

## 8 災害時要援護者登録

<p>災害時に自力で避難することが困難な障害者や高齢者の安否確認や避難誘導など、地域ので見守る支援体制を整えるものです。</p>	
1. 対象者	<p>① 療育手帳を受けている方 ② その他、身体障害者手帳1・2級や精神保健福祉手帳の交付を受けている方、避難することに支障がある方も登録申請することができます。</p>
2. 手続き方法	<p>申請書に必要事項を記入・押印のうえ、（市）総務課に郵送又は持参ください。 申請書は市役所のほかにもコミセン、川西・大正支所に用意しているほか、市のホームページからダウンロードできます。</p>
3. 支援者	<p>協力を得られる地域の方々 ・各地域の「個別計画作成協議会」で協議され、支援者が決まります。 ・なお、支援者の方も災害時は被災されることがありますので、できる範囲での支援となります。 ※「個別計画作成協議会」がない地域の場合は、協議会立上げ後となります。</p>
4. 手続き先	<p>（市）総務課 防災係 ～ 市役所高層棟5階 ☎ 65-4103</p>

## 9 日常生活自立支援事業

<p>在宅で生活し、高齢や障害により日常生活の判断に不安のある方が対象です。</p>	
1. 内容	<p>「生活支援員」が訪問して、日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きや日常生活費の管理のお手伝いをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービスの利用援助 情報提供、利用手続き援助、利用料支払い、苦情解決制度の利用援助等</li> <li>● 日常的金銭管理 年金等の請求・受領確認、医療費・公共料金の支払い、日常的な生活費の預金引出し等</li> <li>●書類等の預かり、定期預金通帳、年金証書の保管等 (保管は貸金庫を利用します)</li> </ul>
2. 費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談は無料</li> <li>・契約を結んだ上で提供するサービスは、1回（1時間程度） 1,200円 そのほか、実費（交通費等）がかかります。（生活保護受給者は無料）</li> <li>・書類の預かりで金融機関の貸金庫利用の場合：貸金庫利用料金の実費</li> </ul>
3. 窓口	<p>（福）帯広市社会福祉協議会 帯広市成年後見支援センター「みまもーる」 帯広市公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎ 20-3225</p>

## 10 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金等の管理が難しく、自分に不利益な条件であっても契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような、判断能力の不十分な方々を支援してくれる人（後見人）を付けてもらう制度です。

身近に後見人になる人がいない方に対し、帯広市社会福祉協議会が法人として後見人となり、支援が必要な人をサポートする場合があります。

### (1) 具体例

- ・ 現金、預金、証券、不動産、負債などの  
財産全般の管理
- ・ 不動産の売却や賃貸契約解約
- ・ 遺産分割協議における本人代理
- ・ 施設への入退所契約、入院契約
- ・ 消費者被害の取消し

### (2) 制度の種類

#### ① 法定後見制度

本人、家族などが家庭裁判所に申し立てを行い、後見人等が選定されます。

(※ 申立人が誰もいない場合は、市長が後見開始の審判等の請求ができることとなっています。)

区 分		本人の判断能力	援 助 者	後 見 報 酬
法定後見 制 度	後 見	全くない	成年後見人	報酬額は家庭裁判所が決定します。
	保 佐	著しく不十分	保 佐 人	
	補 助	不十分	補 助 人	

#### ② 任意後見制度

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備え、自分の生活や財産管理に関する事務などを本人の信頼がおける人に委託する契約（任意後見契約）を公証人役場で結びます。本人の判断能力が不十分となった場合は、家庭裁判所で後見人を監督する任意後見監督人を選任してもらう必要があります。

公証人役場	帯広公証人合同役場 西6条南6丁目3ソネビル3階 22-6789
-------	----------------------------------

### (3) 法定後見の相談・手続き先

「みまもーる」では、認知症、知的・精神障害などにより、判断能力が低下しても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、法定後見などに関する相談や助言、手続き等の支援を行います。

※ 申立者が誰もいない場合は、市長申立てとなり、(市) 社会課が窓口となります。

相 談・ 手 続 き 先	(福) 帯広市社会福祉協議会 帯広市成年後見支援センター「みまもーる」 帯広市公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎ 20-3225
-----------------	---

## 1 1 障害者の虐待防止・通報など

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、いわゆる「障害者虐待防止法」が成立し、平成24年10月1日から施行されました。

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものですので、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。

障害者への虐待は、次の3つがあります。

- ア) 養護者による障害者虐待
- イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ウ) 使用者による障害者虐待

これらにおいて虐待を発見した場合は、下記へ速やかにご連絡をお願いします。  
また、ご相談などもお受けしています。

### ※ 通報先、相談・問合せ先

障害者への虐待を発見したときは、下記へご連絡ください。  
虐待の通報等に対しては、夜間・休日を問わず、24時間体制で対応します。

#### 障害者への虐待 ～ 通報先、相談・問い合わせ先

◇ [平日・夜間・休日 ～ 24時間受付]

※ 帯広市障害者虐待防止センター

電話 080-8295-1051

または

◇ [平日 8時45分～17時30分]

帯広市 保健福祉部 障害福祉課 電話 65-4147

FAX 23-0179

## 1 2 ノーマライゼーションエリアの指定（帯広市独自）

ノーマライゼーションの理念を現実の生活に定着させるため、日常的に交流できる程度の地域をノーマライゼーションエリアとして指定しました。この中に「推進委員会」又は「推進協議会」を設置して、地域住民を主体にした交流事業や研修事業、啓発事業を行っています。

### ノーマライゼーションの理念とは

地域の中で、障害をもつ人ももたない人も、お年寄りも若い人も区別なくともに笑い、ともに語り、ともに歩いていくことのできる社会を作ること。

### 指定地区（4地区）

① 大正地区	愛国町、大正町、大正本町、昭和町、幸福町、中島町、桜木町、以平町、泉町	
② 大空・南の森地区	③ 東部地区	④ 西帯広地区